

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和4年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。町長は、本日の会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、6番、高野議員、7番、谷進介議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 議案の提案理由説明を求めます。副町長。

○副町長（石塚和夫君） おはようございます。

令和4年度美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました議案1件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億7,165千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を44億47,102千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、ひまわりこども園費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金の追加、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金の追加、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金の追加は、保育士・放課後児童支援員等を対象に、令和4年10月以降も賃上げ効果が継続される取組を行う前提として、令和4年2月より9月までの間、賃金の引上げを行う保育所等に、国がその所要額を交付するものでございます。国の補正予算（第1号）における経済対策の一つとして掲げられてございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校における感染症対策や学習保障への取組を国が支援する補助金であり、対象は町内3校でございます。保育対策総合支援事業費補助金は、保育所等における感染拡大防止対策を国が支援する補助金であり、対象はひまわりこども園でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費補助金は、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給するための事業費と事務費の補助金でございます。

寄附金、一般寄附金は、ふるさと納税寄附金の追加でございます。12月末現在の寄附金は6億8,716千円で、昨年度の同時期と比較しますと3億88,316千円の減額ではありますが、多額の寄附を頂き、大変ありがたく思っております。今後におきましても、ふるさと美浜を応援していただける方を増やしていきたいと考えてございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、役務費は、ふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費は、ひまわりこども園において、さらなる感染予防対策の徹底を図るため、マスクや消毒液等の衛生用品などを購入するための費用でございます。負担金補助及び交付金、学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校で行う感染症対策や児童・生徒の学びの保障に資する取組について、1校当たり900千円を補助するものでございます。子育て世帯等臨時特別支援金（特例）は、国の子育て世帯等臨時特別支援事業における所得制限において、給付対象外となりましたゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき100千円を支給するものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費は、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり100千円を支給するものでございます。給付金を支給するための事業費と事務費を予算計上してございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金、処遇改善臨時特例交付金（認可保育所）の追加、処遇改善臨時特例交付金（放課後児童健全育成事業）の追加は、保育士や放課後児童支援員等を対象とした処遇改善策を、令和4年2月より講ずる町内認可保育所及び2つの児童保育クラブに対し、国からの交付金を支出するものでございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費については、国庫補助金として保育士等処遇

改善臨時特例交付金を計上したことに伴う財源更正でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案1件について、提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億7,165千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を44億4,710千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税75,473千円の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、ひまわりこども園費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金4,730千円の追加、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金5,580千円の追加、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金1,700千円の追加は、保育士・放課後児童支援員等を対象に、令和4年10月以降も賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月より9月までの間、賃金の引上げを行う保育所等に、国がその所要額を交付するものでございます。国の補正予算（第1号）における経済対策の一つとして掲げられ、補助率は100%でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4,900千円の追加でございます。学校保健特別対策事業費補助金1,350千円の追加は、小・中学校における感染症対策や学習保障への取組を国が支援する補助金であり、対象は町内3校でございます。補助率は2分の1でございます。保育対策総合支援事業費補助金2,500千円の追加は、保育士等における感染拡大防止対策を国が支援する補助金であり、対象はひまわりこども園でございます。補助率は2分の1でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金1億2,493千円の追加は、住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給するための事業費と事務費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金は3億5,000千円の追加でございます。次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、役務費2億7,500千円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。主な要因は、県内の各市町村と協定を結び、返礼品の拡充が図られたこと、ポータルサイトを増やしたことなどによるものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費500千円の追加は、ひまわりこども園において、さらなる感染予防対策の徹底を図るため、マスクや消毒液等の衛生用品などを購入するための費用でございます。

負担金補助及び交付金、学校保健特別対策事業費補助金2,700千円の追加は、小・中学校で行う感染症対策や児童・生徒の学びの保障に資する取組について、1校当たり900千円を補助するものでございます。子育て世帯等臨時特別支援金（特例）3,300千円の追加は、国の子育て世帯等臨時特別支援事業における所得制限において、給付対象外となりましたゼロ歳から高校3年生までの子ども1人につき100千円を支給するものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費1億24,937千円の追加は、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり100千円を支給するものでございます。支給時期、支給対象と申請の有無、支給手続等は、お手元にお配りしています資料のとおりでございます。給付金を支給するための事業費と事務費を予算計上してございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金、処遇改善臨時特例交付金（認可保育所）558千円の追加、処遇改善臨時特例交付金（放課後児童健全育成事業）170千円の追加は、保育士や放課後児童支援員等を対象とした処遇改善策を、令和4年2月より講じる町内認可保育所及び2つの学童保育クラブに対し、国からの交付金を支出するものでございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費については、国庫補助金として保育士等処遇改善臨時特例交付金473千円を計上したことに伴う財源更正でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 何点かありますが、まず、最初のほうから、歳入で、この地方交付税、残額はどれぐらいになるのか。それと、ふるさと納税6億50,000千円の補正後がね、このあたり寄附していただいた方々の内容の分析というんですか、その分析をされて、これは当然次年度へのつながりがあるのだらうと思っておりますので、そのあたりデータの的にされているのか、あればお示しを願いたい。

それと、もう一点は、9ページ、この住民税非課税世帯云々臨時特別給付金で、これの2、この新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った世帯、ここの計算というか、内容というか、対象を出す場合、もう一度ちょっと説明を願いたい。過日の説明ではなかなか理解がしにくかったので、お願いをしたい。

じゃ、続けて、民生費のほうで、これは内容がどうこうじゃないんですが、この間の過日の説明の資料で、算定見込額の一覧表を頂きましたが、これと、これに基づく計上とい

うことであるならば、いずれにしても歳出でというか計上で、端数が切上げのところと切捨てるのところと、この辺はこういうことよろしいのかどうかと、最後に、ひまわりこども園費の財源更正であります。次に、この国のいうというか、職員の方々の給与の更正をするときの財源は、今度は一般財源を立てることにならざるを得ないと思いますので、そういうことで、国から頂いたお金がちゃんとそれに使われたのか、何かちょっと違うような気がというか、自分の中で理解し難いので、そのあたりの説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、地方交付税についてでございます。

決定額で申し上げますと、まず当初の予算算定がございました。その金額でいきますと、普通交付税16億25,883千円でございます。その後、再算定ということで、国の税収が、増額補正がございまして、それで地方のほうにも、交付税が再度増額交付されてございます。その金額が87,072千円ということで、再算定後につきましては17億12,955千円、こちらが令和3年度の普通交付税の確定額となります。

それで、実際、そしたら、どんだけ残高残っているんよというふうな話、質問もございましたけれども、残高につきましては、普通交付税につきましては3億95,926千円が残っておるという状況でございます。

続いて、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税については、12月末現在では6億8,716千円、前年度と比較しますと3億88,316,300円の減といった状況でございまして、最新でいきますと、1月27日現在では6億34,515千円という状況でございます。

令和3年度の取組といたしまして、県内の各市町村と協定を結びまして、返礼品の拡充を図っていたところでございます。また、ポータルサイトにつきましても、令和2年度では6サイトでしたが、10サイトまで増やして、受入れをしている状況でございます。

令和2年度と比較しまして、減少した理由といったことですが、やはり各市町村と協定している関係で、昨年度、当町で人気のあった返礼品が、ほかの市町村でも返礼品に上がっているといったところで、やはりそういったところで分散されたのではないかなというふうに、担当課としては分析のほうをしているところでございます。

来年度以降、令和4年度以降につきましては、また、次の令和4年度当初予算で予算のほう計上していくわけなんですけれども、今現在では、まずは当初予算では昨年度と同程度の、歳入では3億円を予算計上を、まずはしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

予算書の8ページ、9ページでございます。

この認可保育所、それから学童クラブに対する処遇改善の補助でございます。

まず、一般的に歳出につきましては、1千円未満の端数は切り上げて計上します。歳入につきましては、1千円未満の端数を切り捨てて計上するところでございます。しかしながら、この処遇改善事業につきましては、国から10分の10の補助ということでございますので、歳出を切り上げて、歳入を切り下げると、どうしてもそこに一般財源が1、発生してくることになります。そういったことを考慮しまして、今回10分の10という補助率を勘案いたしまして、歳入のほうをあえて切り上げて、一般財源を発生しないという形で予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、その次の10ページ、11ページでございます。

ひまわりこども園費につきまして、議員おっしゃられるように、今後、ひまわりこども園の職員に対する処遇改善策の件費が、次の補正予算で計上されることになれば、予算書上は一般財源が発生してくるところになりますけれども、私どもといたしましては、国の制度にのっとって、ひまわりこども園の職員に対する処遇改善策を講じていただきたいという思いの中で、今回、歳入のみ計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 住民税非課税世帯の家計急変世帯について詳しくといたご質問もございました。

この家計急変世帯につきましては、令和3年1月から令和4年9月までの所得が対象となります。申請期間は、令和4年3月1日から令和4年9月30日まで。その間で、新型コロナウイルスの感染の影響で収入が減少した月が1か月でもあれば、まずは対象となりまして、その1か月の収入に対して1.2倍し、年収の見込額を算定します。その金額が住民税の均等割の非課税水準以下であれば、対象となります。

参考までに、非課税世帯等の限度額の早見表ということで、国のほうから頂いております。それでいきますと、まずは収入ベースでいきますと、単身世帯または扶養親族がいない場合についての非課税相当の収入限度額が930千円。配偶者、扶養親族1名を扶養している場合につきましては1,378千円。配偶者、扶養親族2名を扶養している場合については1,680千円。配偶者、扶養親族3名を扶養している場合は2,097千円。配偶者、扶養親族4名を扶養している場合については2,497千円。それ以外に、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合につきましては2,043千円、こちらが収入ベースとなります。

もう一つ、所得ベースもございます。対象または扶養親族がいない場合については380千円。配偶者、扶養親族1名を扶養している場合は828千円。配偶者、扶養親族2名を扶養している場合については1,108千円。配偶者、扶養親族3名を扶養している場合については1,388千円。配偶者、扶養親族4名を扶養している場合は1,668千円。それ以外に、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合につきましては1,350千円と

いったところで、こういうふうな早見表というのございます。こちらについては、今後、住民の方々に、広報のほうもしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） じゃ交付税は、今時点で約4億もあるということなんですね。そういう、いろんな事情があるんでしょうけれど、交付税はそもそも町を維持するために要るお金なので、その分にお金が使えていないのかと、4億も余っているんだったら不安になりますので、そんなに余っている原因が今、分かるのであればお答えを願いたい。

ふるさと納税のほうは、返礼品とか、そういう内容ではなくて、寄附者の方々の、男性の方が多いか、女性の方とか、年齢とか、また地区、ご職業、データ上で分かる範囲で、その辺、分析をされて、昨年度どうなった、こうなったというそういう分析をされているのかと聞いたつもりだったんですが、そういう趣旨の質問です。分かるのであれば、お答えを願いたい。

100千円の2型ですが、要は収入ベースだと、じゃ1か月だけその対象になればという、例えば12か月のうち11か月が1,000千円収入あって、単身世帯の話ですよ。1か月間だけが80千円ということであれば、この対象になるという理解でいいのかわか。

もう一つというか、民生費のほうは、それで賃上げですね、平たく言えば、その間違いないくそうなったという検証は、当然、一般的にこういう制度があればされるんでしょうけれども、その辺もされるのかもお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、普通交付税についてでございます。

前年度対比でいきますと、当初予算ベースでいきますと1億22,542千円の増、再算定後でいきますと2億9,614千円の増といったところでございます。

当初の分析でいきますと、増加の要因といたしまして、地方財政計画では5.1%の増でございました。

そのほかにも、基準財政需要額におきまして、令和3年度よりなんですけれども、新たに地域デジタル社会推進費が追加となつてございます。その需要額の金額が39,726千円の増額。それと、国調の人口についてですけれども、国調の人口については減っておるわけなんですけれども、算定の中で、個別算定経費という項目がございまして、その中の人口急減補正により65,855千円、こっだけ算定されているといったところでございます。これが需要額のほうになるんですけれども、一方、基準財政収入額につきましては約20,000千ほど減っておるといったところで、令和3年度の普通交付税につきましては増額となっている要因でございます。この分については、今後、この3月補正におきまして、財政調整基金、また教育関係の基金のほうにも積立てのほうを考えていきたい

というふうに担当課のほうとしては、考えておるところでございます。

続いて、ふるさと納税についてでございます。

4月から12月までの間の取りまとめでございますけれども、返礼品の上位につきましては、件数の1位がミカン6万789件、2位が梅干し1,866件、3位が柿1,229件、4位がミカンジュース1,059件、5位がアワビ1,015件。

寄附単位についてですけれども、やはり一番多かったのが10千円以下ということで、割合が88.5%、10,001円から20千円が9.8%、3位が20千円以上ということで1.6%。

寄附者の住所ですけれども、一番多かったところが東京都24.1%、2位が神奈川県10.6%、3位が大阪府8.8%、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 処遇改善に関する検証でございます。

それぞれの事業所における職員ごとの月別の処遇改善状況が分かる一覧表を、交付申請時、それから実績報告時に提出していただき、同時に、それを裏づけるものとなる賃金台帳などの証拠書類についても確認させていただくこととしています。

なお、それぞれの事業所において過度な事務負担にはならないようにという配慮は持っておりますけれども、少なくとも、そのあたりについては、きっちりと検証をしていくことといたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 申し訳ございません。もう一点質問のほうございました。

家計急変世帯についてでございます。質問の中で、対象が1か月だけでも対象となるんかといったご質問でございました。国のほうから示されているのは、1か月だけでも対象となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。大体、ご回答いただきましたが、普通交付税、算定じゃなくて、答弁でありました基準財政需要額は増えているわけですよ、算定上。収入額が減っていると。需要額でこれだけ美浜町さんはお金要るからって、約17億13,000千が交付されているのに、いまだ4億も使っていないということをお聞きしているわけで。ということは、需要額に満たない予算しか使っていないのであれば、ほかに財源があったら別ですけれども、のであれば、それは住民に対して著しくサービスの低下ではないのかということは、数字を見ると一般的にそう理解されると思いますので、そこを聞いているわけ。なぜ4億も余っているのかと。

それと、寄附者のもうちょっとその住所ではなく、どんな年齢層、どんな職業、そうい

う分析をしてこそ、次へになるのではないかなというのが、一般的なこういう資料の分析の仕方だと思いますので、その辺を聞いているわけで、それ以上ないんであれば仕方ないですけれども、僕の質問はそういう趣旨でありましたので、再度申し述べておきます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、普通交付税の残高が残っている、その理由につきましては、やはりふるさと納税が主な要因でございます。まず、当初予算で3億円、予算計上しておりました。今回6億50,000千といったところで、3億50,000千円の増といったところでございます。そういったところで、一般財源がふるさと納税の関係で余裕ができていたところが主な要因です。その財源調整ということで、普通交付税のほうで調整をさせていただいたといったところで、少し多額な金額になるんですけれども、残っておるという状況でございます。

もう一点のふるさと納税の年齢層とか、職業はといったご質問でございますけれども、ちょっとそこまでは、今のところ分析のほうはできてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 7ページの12の、先ほどから質問をされていますけれども、住民税非課税世帯等に関するこの事業費補助金なんですけれども、1億20,000千ということですが、それについては、美浜町内での非課税世帯に該当する件数、世帯数はどれほどになるのか。また、それと家計急変世帯等の見込み数というのはどれほどと見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

住民税非課税世帯ということで、今回事業費のほうで1億20,000千円の予算計上をさせていただいているところでございます。その中で、非課税世帯につきましては1,000件、家計急変世帯につきましては200件を予算計上のほうをさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この家計急変世帯の見込み数というのは、どのような形で大体想定されたものなのか。一応基準というのは、先ほど説明がありましたですけれども、この期間の間にその件数200件というのは、見込まれたその根拠というか、それはどういうふうなものなのかということをお聞きしたい。

それから、説明の中で、広報もしていくということでありましたですけれども、随分と住民さんから注目はされていると思うんですね、この事業については。その辺の広報の仕方、こちらから調べた中で連絡はするというふうにはなっていますけれども、その点で注

目されていると思いますので、広報をどのような形で進められていくのか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

家計急変世帯200件の根拠はといったご質問でございます。なかなかこの辺については難しいところでございます。担当課のほうとしても200件が妥当なのか、100件が妥当なのか、50件が妥当なのか、なかなか難しいところではございますが、200件あれば、予算のほうは足りるであろうというところで、少し多めに、ここは予算計上をさせていただいておるところでございます。最終的には、こちらのほうには精算といった形になってきます。

広報の仕方につきましては、まずは非課税世帯の対象者、確認書の送付のほうをさせていただきます。それプラス町の広報誌、また町のホームページ、地方紙のほうにも、また掲載のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 先ほど教育課長から詳しく説明ありましたが、この9ページの18番の負担金補助の中の学校保健1校900千円というところなんですけど、その部分、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） この学校保健特別対策事業費補助金でございます。1校当たり900千円ということで、そのうち2分の1が文科省の補助金ということで、事業実施につきましては、3月、いわゆる年度内完了というところで、そのようなスケジュール感を持って対応していきたいと考えているところでございます。

中身につきましては、それぞれの学校において先生方が考えてくださった内容ということで、一律こういうのというのはございません。ただ、幾つか事例を申し上げますと、学習用端末いわゆるタブレットの充電ケーブルの調達、それから手洗い場の自動水栓への交換、それから教室等の窓の網戸の設置、さらに保健室への空気清浄機等々の内容ということで、今回予算をお認めいただきましたら、直ちにその調達、年度内完了に向けて実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 2つ目なんですけれども、7ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてなんですけれども、見込みで一応多めということで立てられているんですけれども、もし逆に不足するような状況になったときには、改めて国に請求するということになるのか。それから、このたびの、これで100千を得たところでの、翌年度の確定申告等での上での収入の対象となるのかどうかお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

住民税非課税世帯に対しての予算に不足があった場合というご質問でございましたけれども、担当課といたしましたら、不足というのは考えてはございません。少し多めに予算のほうも計上しておるところですので、この予算の範囲内で対応はできるというふうに考えてございます。

それと、家計急変世帯に対してでございますが、申告の関係のご質問だったかと思えます。あくまでも、令和3年1月から令和4年9月までの所得が対象でございます。その中で、1か月でも新型コロナウイルスの関係で所得が減少しまして、それを1.2倍、1.2を乗じた金額が非課税であるということであれば、対象となるということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） まず、ふるさと納税に関してですけれども、去年が10億で、今年が6億50,000千ですか。去年は本当に出来過ぎというか、今年も6億50,000千頂いたということで、大変、担当課も頑張っていたんだと、そういう認識の上で、一つだけちょっと質問させていただきたいんですけれども、先ほど1件当たりの寄附の金額ですけれども、10千円が一番多いということだったと思うんですけれども、去年について聞いてみますと、去年はもう5千円のミカンが圧倒的に多かったと。そういうようなことを聞いたんですけれども、今年はだから、その5千円のミカンのあれがなかったのか。そういう制度を設けていなかったんで、10千円以上にしたんかと、そこちょっと1点だけ確認したい。

それと、支援員と保育士等の処遇改善についてですけれども、先日、全協で、教育課のほうから来ていただいて、いろいろ説明していただきました。その中でちょっと、私の取り違えだったら、また言っていただいたらいいんですけれども、学童保育に関しては、2月、3月に関しては、常勤勤務者に対して1人、11千円の補助基準額があるということ聞いていたんですけれども、それはそれでよく分かるんですけれども、だから、その11千円、常勤者に補助金額があれば、それがそのまま常勤者の賃金に、そのままその11千円が上乗せされるのか。これはあくまで基準額やから、そのうちの幾らかが上乗せされるのかということと、それと、保育士に関しては、説明では、児童1人当たりの基準額が示されていました。1人当たり幾らということですね。ということは、2月、3月に関して、この処遇改善を受けた上で、保育士さんの賃金は大体どのぐらい、2月、3月に関して処遇改善されるのか。それで、正規、非正規もあるわけですから、その両方、非正規で勤務者もある程度処遇改善されるんかどうかということをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品についてでございます。

昨年度は一番多かった、人気があったのが5千円のミカンでございました。今年度につ

きましては、8千円のミカンが一番多い状況です。5千円のミカンも人気があるんですけども、今現在一番多いのが8千円のミカンが一番多い状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、いわゆる放課後児童クラブに関する補助基準額の考え方でございます。この補助基準額11千円といたしますのは、国のほうで、いわゆる賃金引上げ額9千円プラス、法定福利費の事業主負担分を加味して、放課後児童クラブについては11千円と定められているところでございます。

これがそのままダイレクトに、それぞれの従事する職員の方々の処遇改善に当たるのかというご質問でございますが、まず、常勤職員につきましては、常勤職員の人数でということになります。非常勤の方につきましては、常勤の職員と比べてどれぐらいの時間数というのを換算して、いわゆる常勤換算を行います。例えば時間数が10分の1という職員ですと、補助基準額は11千円に対する0.1という算式で求められるわけでございます。今度は、支出する側というところでございますけれども、当然、処遇改善をすることによって社会保険料への事業主負担分への跳ね返り分ということも当然ありますので、その辺を含めて配分していくという形になりますので、一概に基準額イコール賃金上乘せ額というふうにはなりません。

同じように、ちょっと話が長くなるんですけども、保育所については、年齢別平均利用児童数に単価を掛けて求められていくというものでございます。国は、その算式によって、例えば今回ですと、認可保育所に対しましては557,260円ということになります。その557,260円をもって、事業所の方が配分を決めて、賃金の引上げを行うということになります。じゃこの事業所によっても、個々にその職員数が全然違うケースは当然のことです。なので、その事業所によって、職員数が多いところは単純に均等配分でも、事業所の職員数が多いところは均等配分によって1人当たりのあれは少なくなりますし、職員数が少ないところは少し厚めにというのは、当然想定し得るべきところでございます。

最後でございます。

ひまわりこども園の処遇改善はどのようになるのかというところでございますけれども、これは、今後人事担当課のほうで、保育士、ひまわりこども園の職員というところと、それ以外の職員とのいろんな均衡とかを精査し、考慮して決めていただくことになろうかと思っております。

今回、歳入で473千円を計上させていただきました。それを、正規の職員、それからフルタイムの会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員で単純に割って、社会保険料のいわゆる事業主負担分も考慮せず、単純に割ると、今現状、従事して下さっている方が常勤換算28.5人になりますので、単純にこの473千円を割ると8,310

円ぐらいというのですけれども、それは単純に割っただけの話ですので、実際のところはおもっと複雑な世界になるということだけをご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午前十時二十六分閉会

お疲れさまでした。